

i タウン DB サーチ利用規約（WEB 有料プラン）

お客様（以下、甲という）は、NTT タウンページ株式会社（以下、乙という）が提供する i タウン DB サーチ及び i タウン DB サーチからダウンロードにより取得したデータを使用するにあたり、i タウン DB サーチ利用規約（以下、本規約という）に定める事項を遵守することとする。

第 1 条（定義）

i タウン DB サーチ及び i タウン DB サーチからダウンロードにより取得したデータ（以下、提供サービスという）とは、乙が運営する Web サイト（名称：i タウンページ）に掲載されている情報と、乙のアライアンス先（以下、乙とアライアンス先を乙らという）が収集管理している情報を独自に組み合わせたデータベースをインターネットを介して提供するサービスをいう。

第 2 条（本規約の適用）

乙は、本規約に基づき、甲に提供サービスの使用を許諾し、甲は本規約に基づき提供サービスを使用するものとする。

第 3 条（本規約の変更）

乙は、本規約の目的に反せず、かつ、本規約の変更及び、廃止に係る事情に照らして社会通念上合理的なものであるときは、合理的期間内に乙が適切と判断する方法（乙ホームページでの告知等）により周知し、規約変更ができるものとする。

第 4 条（申込の方法および承諾）

提供サービスの申込は、乙が運営する Web サイト上の提供サービス申込ページ（以下、申込ページという）において、甲がアカウントを作成し、登録したメールアドレスを提供サービスを使用するためのアカウント ID として申込むことができる。

2 提供サービスの使用は、甲が申込ページにて本規約およびプライバシーポリシー等に同意の上で申込み手続きを完了し、乙が承諾した時点で契約が成立し（以下、本契約という）、使用を開始できるものとする。

3 i タウン DB サーチの使用期間は乙が承諾した日が含まれる当月から乙が申込ページで選択した使用期間とする。

第 5 条（使用権及び使用上の制限）

乙は、甲に対し、本規約への同意をもって提供サービスを非独占的に使用する権利（以

下、使用権という)を許諾するものとする。

2 甲は、提供サービスを本契約で定めた使用目的以外に使用してはならない。

3 甲は、提供サービスを自己の使用目的で使用する場合に限り、iタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータを複製、または改変することができるものとする。

4 甲は、使用許諾された提供サービスを、有償無償を問わず、甲の関係会社(甲を支配している、甲に支配されている又は甲と同じ支配下にある法的主体)を含む第三者に使用させてはならない。

5 甲は、提供サービス(複製物・改変物を含む。)を、大規模言語モデル(LLM)その他機械学習を用いたAIシステムの学習に使用し、又は当該AIシステムに学習させてはならないものとする。ただし、甲の社内使用に限定され、入力データがAIシステムの学習に使用されず、かつ第三者に提供されないことが技術的又は契約上担保されている場合は、この限りではない。また、甲は、AIシステムを通じて提供サービスで入手した内容を第三者に開示、再使用、派生物を作成させてはならないものとする。

第6条(使用状況の報告)

乙は、甲による提供サービスの使用状況を確認することができ、その使用状況に疑義があると認めた場合は、甲に対し合理的に必要な範囲で報告を求めることができる。この場合、甲は乙の請求に応じて、使用状況を書面により合理的に必要な範囲で報告しなければならない。

2 乙は、提供サービスの使用状況を調査するため、必要に応じて甲の事務所等を検査できる。

第7条(使用料金の支払い)

甲は乙に対し、提供サービスの使用権の対価として、本契約で定める使用料金及び消費税額を支払うものとする。加算する消費税相当額の税率は、提供時の税率を適用する。

2 提供サービスの使用料金は、本契約が成立した日が含まれる当月から適用するものとし、月途中に本契約が成立した場合であっても基本料金は日割計算されず満額支払うものとする。

3 甲は、乙の請求書を受理した日の当月末日までに乙の指定する方法で、前項に規定する対価を支払うこととする。なお、支払いに発生する手数料は甲の負担とする。

第8条(ダウンロード件数および超過料金の制限)

ダウンロード件数とは、甲が本規約に基づき、1回ごとの検索において、任意の検索条件で検索しiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータの毎月1日から末日までの累積件数を指し、1レコードを1件としてカウントする。なお、時期を異にし、同一もしくは異なる検索条件でiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデー

タに過去に取得したものと同一のデータが含まれる場合でも、別途1件とカウントする。

2 提供サービスの月額基本料金に含まれるダウンロード基本件数（以下、基本件数という）は、本契約で定める件数とする。なお、ダウンロード件数が基本件数に満たない場合でも月額基本料金は固定とし、基本件数とダウンロード件数との差分は翌月へ繰り越されず、返金されないものとする。

3 前項の基本件数を超えてデータを入手する場合、甲は、超過分1件につき本契約で定める追加料金を乙に支払うものとする。なお、毎月1日から末日までにダウンロードできる上限件数は本契約で定める件数を上限とする。

4 当月のダウンロード件数は、翌月1日午前0時（日本時間）をもってリセットされるものとする。

第9条（支払い遅延利息）

乙は、甲が第7条の使用料金及びこれに相当する消費税額を規定の期限までに支払わない場合、支払い期限到来の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、支払い遅延金額に対して年14.5%の割合で計算した額を支払い遅延利息として請求することができる。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

第10条（作業委託の通知等）

甲はiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータを使用する作業を受託業者等（販売代理店含む、以下同じ）に委託する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。

2 甲は、前項の委託を行うにあたって、受託業者等を十分に監督し、委託作業終了後、速やかにiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータ及びその加工物を甲へ返還又は消去させるものとする。

3 甲は、受託業者等がiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータを流用、漏洩しないように必要な措置を講じるものとする。

4 甲は、甲の受託業者等の行為について一切の責任を負うものとする。

第11条（責任の制限）

乙らは、提供サービスの内容及び正確性について、その責任を負わないものとする。

2 甲が本規約に基づき許諾された使用権を行使したことにより、甲又は第三者に損害が生じた場合、その責任はすべて甲が負うものとし、乙らは一切の責任を負わないものとする。

3 提供サービスに含まれる事業所（事業者）からの要望、その他の合理的な理由に基づ

き、乙がiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータから、情報の全部又は一部を変更又は削除するよう通知した場合、甲は、かかる通知に従い、自らが管理するiタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータ及びその加工物等から当該情報の全部又は一部を速やかに変更又は削除しなければならない。

4 甲は、本規約に関し、万一、乙に損害賠償を求める場合においては、損害の発生の直接の原因となった提供サービスの直近1年分の使用料金を限度として、損害賠償を求めることができるものとする。

第12条（商品仕様の変更、廃止、新設）

甲は、乙が提供サービスの仕様を予告なく変更、廃止、新設をすることを承認するものとする。

2 甲は、前項に定める提供サービスの改善に伴い、新旧の商品仕様が混在する提供サービスが提供される場合があることを承認するものとする。

第13条（不可抗力）

乙は、天災、地変、その他の不可抗力により本契約に定められた義務の遂行を妨げられた場合には、その不履行の責を負わないものとする。

第14条（知的財産権）

提供サービスに付帯する著作権、商標権、ノウハウ等その他一切の知的財産権は、乙らに帰属する。

第15条（反社会勢力に対する措置）

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1)自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること

(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を使用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を使用し又は暴力団員等の威力を使用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し又は不当に優先的に扱うなどの

関与をしていると認められること

(5)本契約の履行が暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 本条第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為 ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲は、作業を委託する場合は、その作業を委託する契約等（以下、「委託契約等」という。）の相手方又はその役員が暴力団員等であることが判明したとき、委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき又は委託契約等の相手方が自ら又は第三者をして本条第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。なお、乙は、甲が違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

4 甲及び乙は、本条第2項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてこれを賠償する責を負わないものとする。

第16条（違約金の支払）

甲は本規約に違反して使用、流用又は漏洩がなされた場合（受託業者等が違反した場合も含む）は、本契約で定める使用料金の3倍の金額を違約金として乙に対して支払う義務を負う。

2 前項の規定は、乙が受けるべき他の損害賠償の請求を妨げないものとする。

第17条（損害賠償）

甲が、本規約に定めた条項に違反し乙の保有する権利を侵害した場合は、乙は甲に対して提供サービスの使用を禁止し、損害賠償を請求できるものとする。

第18条（権利、義務の譲渡、承継の禁止）

甲又は乙は、本契約によって生じる権利又は義務を相手方の事前の書面による承認なしに第三者に譲渡又は承継させてはならない。相手方が本条に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

第19条（機密の保持）

甲及び乙は、本契約の内容及び本契約によって知り得た相手方の業務上の機密を、第三者に漏洩してはならない。ただし、必要により、乙の親会社である NTT 東日本に照会、報告を行うことについては、この限りではない。

2 本条は本契約終了後も有効とする。

第20条（個人情報）

甲は、提供サービスの使用において個人情報を得たときは、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法での使用および管理をしなければならないものとする。

第21条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合又は履行を遅滞した場合は、相手方に相当の期間を定めて催告をした上で、本契約を解除することができる。

第22条（契約の終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は次の各号に定める措置を講ずることができるものとし、甲はあらかじめこれに同意する。

- ① 提供サービスのアカウント ID の抹消
- ② 甲が提供サービスの使用にあたり登録したパスワードその他の登録情報の削除

2 甲の責により使用期間満了以外で本契約を解除した場合、甲は i タウン DB サーチからダウンロードにより取得したデータ（複製物・改変物も含む）を遅滞なく消去しなければならない。また、甲は、i タウン DB サーチからダウンロードにより取得したデータを消去した後、乙に対して書面にてその旨を通知しなければならない。

第23条（期限の利益喪失）

甲は、以下の各号に規定する事由に該当した場合には、乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 甲が、本契約の使用料金に限らず、乙との契約関係において、一つでも支払期限を超過した場合、乙から甲に対する、相当の猶予をもって催告してもなお支払われないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け又は民事再生手続、会社更生手続、破産手続若しくは競売等の申立てを受け又は自ら民事再生手続、会社更生手続、若しくは破産手続の申立てをしたとき
- (3) 行政庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (4) その振出し、保証し、引受け又は裏書した手形、小切手の第一回目の不渡、支払停止その他財産状態が悪化したと認められるとき

- (5) 解散の決議をしたとき又は所在が不明となったとき
- (6) 本契約の履行に関して、甲又はその使用人若しくは代理人等に不正な行為があったとき

第24条（輸出禁止）

本契約に基づき各当事者が開示した一切の情報及び本契約に係る業務の過程で取得又は創出された一切の成果物（成果物に係るノウハウ・情報を含む）は、本契約の条項及び適用される法令に基づき許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。なお、各当事者が情報及び成果物等を輸出する場合において、適用される法令を遵守するために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。

2 乙は、甲が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は、当該違反により乙に生じた一切の損失を補償するものとする。

3 本条の規定は本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

第25条（使用期間）

iタウンDBサーチの使用期間は、甲が申込ページにおいて選択したプランおよび使用期間に応じて定めるものとし、利用開始日の属する月を第1か月として起算し、選択したプランに定める月数が経過する月の末日までとする。

2 前項の期間満了月の20日までに乙が本契約を解約する旨の通知を行わない、又は甲が乙の運営するWebサイト等に記載のお問い合わせ先へ本契約を解約する旨の通知を行わない場合、本契約は、従前と同一のプランおよび使用期間により更新されるものとし、更新後の使用期間は前項に定める期間と同一とする。以後も同様とする。

3 甲は、使用期間中、本契約を中途解約することができないものとする。なお、甲が使用期間の途中でタウンDBサーチの使用を停止し、または実際に使用しなかった場合であっても、甲は、乙に対し、本契約に定める使用料金その他の支払義務を免れないものとする。

4 iタウンDBサーチからダウンロードにより取得したデータに関しては、iタウンDBサーチの使用期間満了後も本規約に基づき使用できるものとする。

第26条（プラン変更）

甲は、申込ページで選択した使用期間中に提供サービスのプランを変更することはできないものとする。

ただし、甲が使用期間中に乙所定の手続に従って使用期間を含むプランの変更申請を行い、乙がこれを承諾した場合、本契約の使用期間満了後、甲が申請した新たなプランで使用する事ができる。

第27条（紛争の解決）

本契約に関して当事者間に紛争又は解釈の相違が生じた場合は、原則として甲乙協議により解決するものとする。

2 前項の協議によっても本契約に関する紛争又は解釈の相違を解決することができない場合において、訴訟を提起するときは、日本国法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条（契約外の事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。